

青葉・石川自主防災会 防災計画

1. 趣旨

この計画は、青葉・石川自主防災会規約第11条第1項の規定に基づき、青葉・石川自主防災会の防災活動に必要な事項を定める。

2. 計画事項

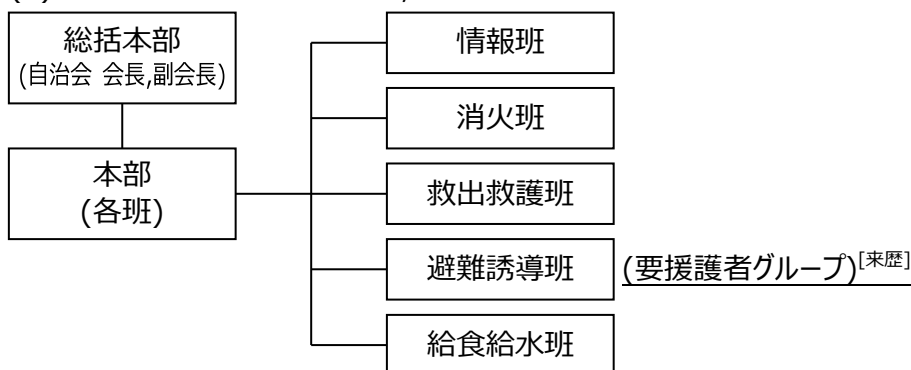
この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災会の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集伝達に関する事。
- (5) 出火防止及び初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食給水に関する事。

3. 災害組織の編成

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、青葉・石川自主防災会の組織を次のとおり編成する。

- (1) 自治会の班をもって本部とする。
各班は訓練時及び災害時に班長(組長)を中心に組織する。[来歴]
- (2) 各本部の統括は、統括本部が行う。
- (3) 統括本部は、自治会の会長、副会長で構成する。



4. 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関する事。
- イ 地震, 火災, 風水害等についての知識に関する事。
- ウ 地域周辺の環境に応ずる防災知識に関する事。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関する事。
- オ その他防災に関する事。

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

- ア 広報紙, パンフレット, リーフレット, ポスター等の作成配布
- イ 役員会等での話し合い[来歴]
- ウ 各マンション掲示及び回覧[来歴]

(3) 実施時期

市の防災訓練日の他、自治会独自で実施日を決定する。[来歴]

5. 防災訓練の実施

地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練(三世代防災訓練・マンション避難訓練)^[来歴]及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の内容^[来歴]

個別訓練は、次のとおりとする。

ア 情報の収集伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出救護訓練

オ 給食給水訓練

カ その他

(3) 総合訓練

総合訓練は、市防災訓練及び三世代防災訓練^[来歴]を総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期

訓練は、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、必要に応じ随時実施する。

6. 情報の収集伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、情報の収集伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の防災情報及び防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災無線放送、LINE・メール等^[来歴]による。

7. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

地震時等においては、火災の発生が災害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ 可燃性危険物等の保管状況

ウ 消火器等の消火資機材の整備状況

エ その他建築物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

水バケツ等^[来歴] 各班単位で配備

8. 救出救護

(1) 救出救護活動

救出救護班員は、建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、次の医療機関又は防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

ア (株)日立製作所 ひたちなか総合病院^[来歴]

イ 中山医院

(3) 防災関係機関の出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

9. 避難誘導

警戒宣言が発せられた場合、突然地震が発生した場合及び火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難命令が出たとき又は会長が避難の必要があると認めるときは、会長は、避難誘導班 本部に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長・本部の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。避難誘導に際しては、避難路に支障がないかどうかを事前に点検し、安全を確認する。

(3) 避難場所

ひたちなか市立第一中学校, ひたちなか市文化会館, 子育て支援・多世代交流施設^[来歴]
(一時避難場所 大平公園 及び アネージュ石川パークサイト北側駐車場)^[来歴]

10. 給食給水

避難場所等においては、各家庭で非常持出しした食料、飲料水を飲食することを原則とするが、配給等を受けた場合、給食及び給水は次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、市から配給された食料等の配分^[来歴]、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食給水班員は、貯水槽、井戸、濾過水機使用等により確保した飲料水、又は、市から提供された飲料水により給水活動を行う。

付則 この防災計画は、令和2年3月29日から実施する。

[改定来歴]

- | | | |
|--------|-----------------|---|
| 3.組織図 | H19(2007).03.18 | 避難誘導班の右に(要援護者グループ)追記 |
| 3.(1) | R02(2020).03.29 | 各班は訓練時及び災害時に班長(組長)を中心に組織する。追記 |
| 4.(2)イ | R02(2020).03.29 | [変更前]座談会,講演会,映画会等の開催 → [変更後]役員会等での話し合い |
| 4.(2)ウ | R02(2020).03.29 | [変更前]パネル等の展示 → [変更後]各マンション掲示及び回覧 |
| 4.(3) | R02(2020).03.29 | [変更前]防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、その他必要に応じ随時実施する。
→ [変更後]市の防災訓練日の他、自治会独自で実施日を決定する。 |
| 5.(1) | R02(2020).03.29 | (三世代防災訓練・マンション避難訓練) 追記 |
| 5.(2) | R02(2020).03.29 | [変更前]個別訓練の種類 → [変更後]個別訓練の内容 |
| 5.(3) | R02(2020).03.29 | [変更前]2以上の個別訓練 → [変更後]市防災訓練及び三世代防災訓練 |
| 6.(2) | R02(2020).03.29 | [変更前]電話,テレビ,ラジオ,防災無線放送,伝令等
→ [変更後]電話,テレビ,ラジオ,防災無線放送,LINE・メール等 |
| 7.(2) | R02(2020).03.29 | [変更前]消火器,水バケツ,消火砂等 → [変更後]水バケツ等 |
| 8.(2)ア | H22(2010).07.01 | [変更前]水戸総合病院 → [変更後]ひたちなか総合病院 |
| 9.(3) | R02(2020).03.29 | 避難場所 子育て支援・多世代交流施設 追記, 一時避難場所 追記 |
| 10.(1) | R02(2020).03.29 | [変更前]市から配給された食料又は米穀類販売業者等から提供された食料等
→ [変更後]市から配給された食料等 |